



2025年2月3日

各位

インフラファンド発行者名
東京インフラ・エネルギー投資法人
代表者名 執行役員 永森 利彦
(コード番号 9285)
管理会社名
東京インフラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 永森 利彦
問合せ先 執行役員管理本部長
兼財務経理 IR 部長 真栄田 義人
(TEL: 03-6551-2833)

管理会社における私募ファンド等資産運用業務開始及び
これに伴う組織変更及び人事異動等に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日開催された取締役会において、私募ファンド等資産運用業務を開始するため、業務方法書の変更並びに組織変更及び人事異動を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 私募ファンド等資産運用業務開始及びこれに伴う業務方法書の変更等の概要

本管理会社は、私募ファンド等資産運用業務（注）を開始することを決定し、これに伴い、業務方法書の変更の届出及び兼業業務の届出を行います。

（注）投資一任契約（金融商品取引法第2条第8項第12号ロに定めるものをいいます。）又はアセットマネジメント契約（本管理会社が資産運用の委託を受ける契約で、本投資法人との資産運用委託契約及び投資一任契約のいずれにも該当しないものをいいます。）に基づく、同契約の相手方（以下「私募ファンド等」といいます。）の資産運用業務をいいます。ただし、再生可能エネルギー発電設備等を主たる運用対象とするものとします。

2. 私募ファンド等資産運用業務を開始する理由

本管理会社は、私募ファンド等資産運用業務を開始することにより、今後は投資法人資産運用業務に加えて私募ファンド等の資産運用業務を行うことが可能となります。

本管理会社は、本投資法人の投資法人資産運用業務のみならず私募ファンド等資産運用業務も展開することで、資産運用機能の多様化を図ることにより、安定した経営基盤の構築と資産運用スキルの向上に資するものと考えており、本管理会社が資産運用を受託する本投資法人にも有益な効果をもたらすものと考えております。

3. 届出日

2025年2月4日（予定）

なお、本管理会社は、私募ファンド等資産運用業務の開始にあたり、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入する予定です。



4. 利益相反防止体制

私募ファンド等の投資対象が本投資法人の投資対象と競合しうるため、本管理会社は、新たに私募ファンド等資産運用業務を遂行するに当たって、本投資法人の資産運用業務との間の利益相反を防止することが重要であると考えています。このため、本管理会社は、新たに「物件情報取扱規程」を制定し、物件取得時における本投資法人の優先権の付与について以下のとおり定め、第三者からの投資対象資産の売却に関する情報（以下「物件情報」といいます。）を本管理会社が入手した場合は、物件情報取扱規程に従って、物件取得にかかる検討・判断についての本投資法人及び私募ファンド等との間の優先順位を決することとし、本管理会社が恣意的な行動により利益相反行為を行うことを防止します。併せて「弊害防止規程」を制定し、業務の適切性を確保するための指針を定めることにより、本投資法人と私募ファンド等との間の利益相反による弊害を防止します。

具体的には、まず、本管理会社が第三者から物件情報を入手した場合、資産運用部（本投資法人を所管する部）において物件情報を一元的に管理します。次に、資産運用部及び私募運用本部（私募ファンド等を所管する部）は、物件情報を受領した後、次のルールに従って、本投資法人又は私募ファンド等による物件取得に係る検討・判断を行います。

■ 「物件情報取扱規程」における本投資法人への優先権付与等に関するルールの概要

(1) 本投資法人による優先検討

- ① 資産運用部は、原則として、全ての物件情報について、本投資法人を第一順位者として、本投資法人のための取得を優先的に検討します。
- ② 資産運用部が取得検討を継続し、当該物件の取得条件につき売買相手方と合意に至った場合は、資産運用部は、本管理会社の社内規程に従って当該物件の取得に係る投資委員会等の社内の意思決定手続を履践した上で、本投資法人のために当該物件を取得することができるものとします。
- ③ 資産運用部が取得検討を継続し、当該物件について、本投資法人において直ちには取得しないものの本投資法人に取得させることを目的として一時的に社外の第三者 SPC 等（以下「第三者ブリッジ SPC 等」といいます。）を組成させて取得させる判断を行った物件については、資産運用部は、第三者ブリッジ SPC 等に当該物件情報を提供して取得検討を依頼することができます。
- ④ 資産運用部が、本投資法人として取得しない判断を行った物件（③の場合を除きます。）及び③の場合において第三者ブリッジ SPC 等による取得に至らなかった物件については、その旨及び理由（以下「不取得理由（第一順位者）」といいます。）を物件情報一覧リストに記録します。
- ⑤ 物件情報に係る不取得理由（第一順位者）が物件情報一覧リストに記載された場合、その後、私募運用本部は、第二順位者として私募ファンド等のために取得を検討することができるものとします。

(2) 例外的取扱い

上記のルールにかかわらず、物件の売主、投資家その他本管理会社に当該物件情報を提供した者（売主のレンダーや本管理会社以外のアセットマネジャーを含みます。）により本投資法人以外の取得候補者が本管理会社の物件情報入手時点で予め指定されていた物件情報については、例外的に上記ルールを適用せず、資産運用部は、当該取得候補者である私募ファンド等による取得検討のために、私募運用本部に当該物件情報を提供します。

(3) 運用状況の報告

資産運用部長は、四半期毎に、コンプライアンス・オフィサーに対し、物件情報一覧リストを提出の上、物件情報取扱規程の運用状況について報告するものとし、コンプライアンス・オフィサーは、当該運用状況を確認の上、四半期毎にコンプライアンス委員会に事後の報告をします。コンプライアンス委員会は、かかる四半期毎の報告を受領し、本規程の目的に鑑み適当でないと認める事項がある場合は、各部署に対して当該期間以降における改善を求めることができます。



5. 組織変更

本管理会社は、2025年2月4日付で以下のとおり組織変更を行います。変更前の組織図及び変更後の組織図については、【別紙1】をご参照ください。

(1) 新設

- ① 私募ファンド等資産運用業務の開始に伴い、「私募運用本部」及び「私募管理部」を新設。
- ② 資産運用全般に関する調査・分析に特化した部署として「資産運用企画室」を新設。

(2) 廃止

- ① 各本部長及び室長の責任を明確化するため「統括本部長」を廃止。
- ② 「資産運用企画室」の新設に伴い「経営企画室」を廃止。

(3) 部署名変更

本管理会社は、2025年2月4日付で以下のとおり部署名の変更を行います。

新名称	現名称
財務企画本部	管理本部
財務経理部	財務・経理・IR部
業務企画部	総務・人事・IT部

6. 取締役及び重要な使用人の異動について

本管理会社は、2025年2月4日付で以下のとおり人事異動を行います。

(1) 取締役の異動

氏名	新役職	現役職
眞山 秀睦	取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 兼 統括本部長

(2) 重要な使用人の異動

氏名	新役職	現役職
鈴木 克己	私募運用本部長	資産運用部長 兼 資産管理部 部付部長
白川 富章 (注)	資産運用部長	資産運用部 部付部長

(注) 新たに就任する重要な使用人の略歴は【別紙2】に記載のとおりです。

7. 今後の見通し

今回私募ファンド等資産運用業務を開始することにより本投資法人の運用状況の見通しに与える影響はありません。

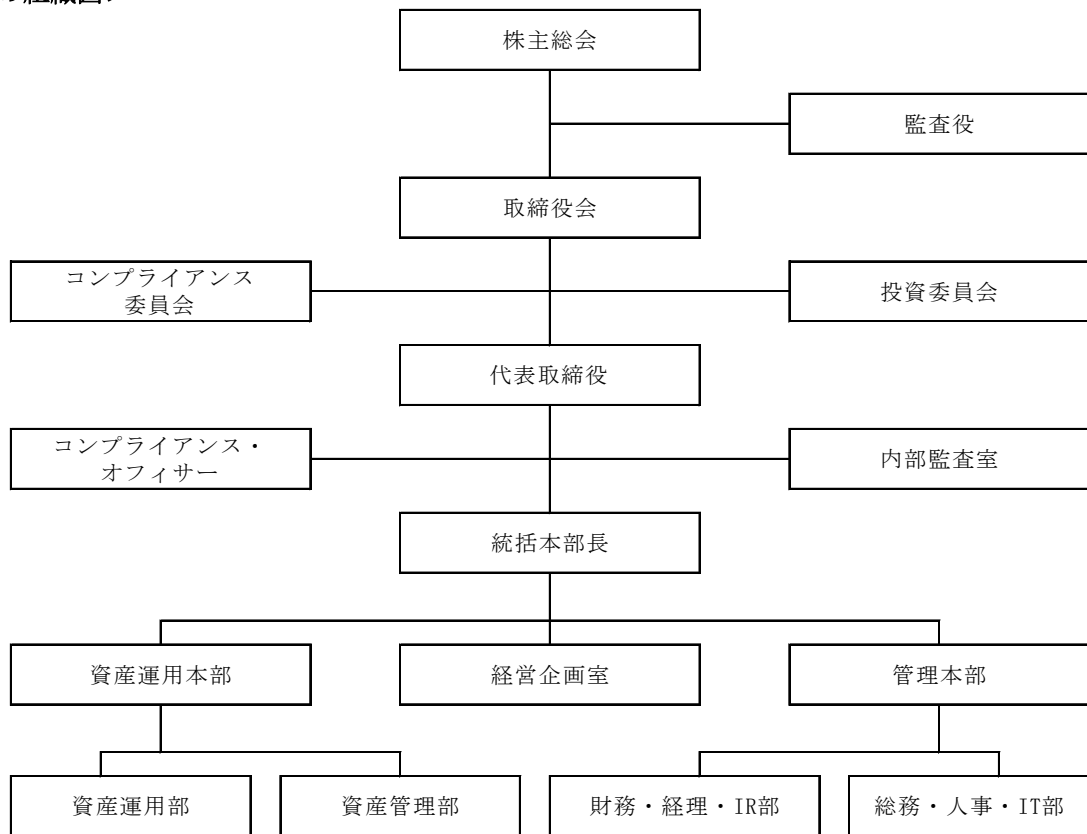
本件に関しましては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他関係法令の規定に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以上

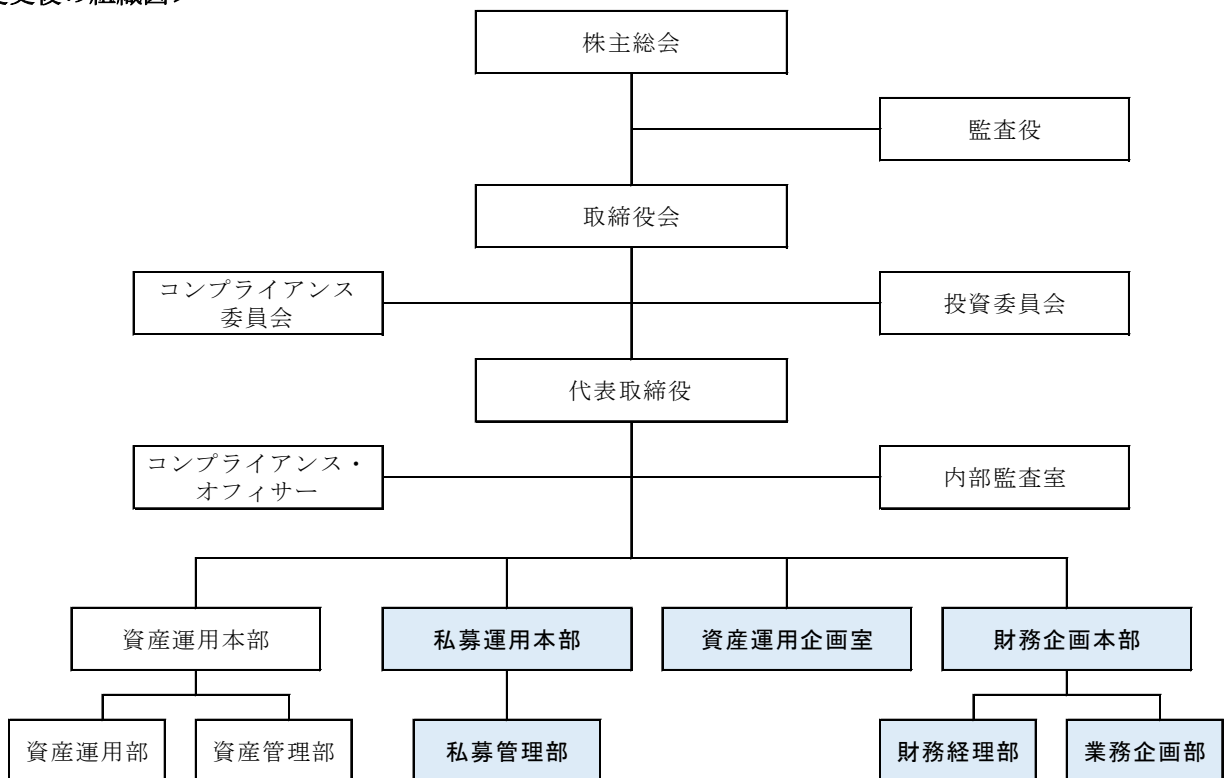
※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokyo-infra.com/>



<変更前の組織図>



<変更後の組織図>





新任資産運用部長の略歴

役職名	氏名	主要略歴	
資産運用部長	白川 富章	1990年4月	株式会社パルコ 入社
		2005年9月	三菱地所投資顧問 入社
		2008年5月	株式会社丹青アセットマネジメント 入社 代表取締役社長
		2009年11月	株式会社丹青モールマネジメント 入社 取締役AM事業部部长兼PM統括部長
		2011年2月	株式会社エムケーキャピタルマネージメント 入社 不動産運用1部長
		2012年2月	三菱商事都市開発株式会社 入社 運営事業部運営サポートチームリーダー
		2014年4月	東急不動産株式会社 入社 住宅事業ユニット 再開発事業本部 商業開発室 商業担当部長
		2022年8月	株式会社グッドコムアセット投資顧問 入社 私募ファンド事業部長
		2024年6月	BL株式会社 入社 投資事業部 次長
		2024年11月	東京インフラアセットマネジメント株式会社 入社 資産運用部 部付部長
2025年2月	同社 資産運用部長 就任予定		